

## 最低賃金裁判「一審判決の取消し」を求める要請書

日本の歴史上初めて国を相手に「最低賃金千円以上」を求める裁判は、2016年2月24日に原告らの訴えを却下する不当判決を横浜地裁は出しました。

9月14日の東京高裁101大法廷で原告の猪井さんは、「裁判長、私たちは、楽をして日々を過ごしたいなどということは望んでいない。ただ、人としての尊厳を、プライドを持った暮らしをしたいと切に望むものです。私たちの、そして必死の思いで日々を働いて過ごしている多くの低賃金労働者の置かれた境遇に思いを馳せて、今度こそ、どうか公平公正な判決を下してください。」と訴えました。

横浜地裁は却下する理由として、最低賃金が低ければ生活保護などの福祉諸施策を使えば足りる、原告に重大な損害が生じておらず、司法で救う対象ではないと切っ捨てました。これは裁判の最大の争点である「最低賃金が生活保護よりも低い事実」を容認し、それを逆手にとった言語道断の判断です。そして原判決は、処分性要件に関する最高裁判例を曲解し、その他の訴訟要件の解釈適用を捻じ曲げて「門前払い」しました。これは、憲法25条（生存権）13条（幸福追求権）と最低賃金法に違反する最低賃金の実態について判断すべき司法の責任を回避する姑息な抜け道を選択したといわざるを得ません。

何よりも低賃金で苦しむ多数の労働者が、憲法と最低賃金法に違反し生活保護を下回る最低賃金について、裁判所に訴えることを許さないというもので、国民の権利救済の途を完全に閉ざすものです。

12月7日の判決は、神奈川県内はもちろんのこと全国で最低賃金ぎりぎり働く労働者が「最低賃金では生きていくことができない。憲法と最低賃金法に違反する状態を何とか救って欲しい！」という声に、司法が救済する道を開くのか否かが問われる重大な日となります。

東京高裁第20民事部におかれては、原判決を破棄して差し戻し、本案に対する司法の役割を正面から果たす判決をして頂きたく要請するものです。

氏名	住所